租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

１　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置の廃止に伴い、関係規定を削除する等の所要の規定の整理を行う。

２　この省令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一項関係）